

神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付要綱

令和2年9月1日 こども家庭局長決定

令和3年4月1日 改正

令和4年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、子育てしやすい環境の実現に向け、多子世帯の子どもが、神戸市一時保育事業実施要綱に基づき実施される一時保育または神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業実施要綱に基づき実施される育休明け乳幼児の定期預かり事業（以下、「一時保育」という。）を利用する際に、その費用を減免することにより多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施する一時保育利用料多子軽減補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する子どもの保護者であって、一時保育を利用している期間を対象とした施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費、施設等利用費の支給を受けていない者とする。

- (1) 一時保育を利用する時点で神戸市内に住所を有している子ども。
- (2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある子ども。
- (3) 同一世帯に、被扶養者である兄弟がいる子ども。

(補助金)

第3条 市長は、別表1に基づき算定した補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（一時保育を利用した施設が発行したもの）
- (3) その他審査に必要と認められる書類

2 前項の書類の提出は、一時保育を利用した後、市長が別表2に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書（以下「請求書」という。）の提出を省略し、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の審査において、補助金の交付を不相当と認めるときは、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、別表2に定める期日を過ぎて交付申請を受けたときは、補助金の交付を不相当と認めるものとする。

(会計年度)

第6条 当該補助金は、申請者が一時保育利用料を負担した日の属する年度と、市長が支出負担行為を行った日の属する年度が異なる場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第5項の定めにより、市長が支出負担行為を行った日の属する年度を会計年度として支払うものとする。

2 前項の市長が支出負担行為を行った日の属する年度とは、第5条に規定する交付決定を行った日の属する年度を指す。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月29日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

2 第4条第1項に定める提出書類について、令和4年3月31日までは、旧様式で提出があった場合でも受付を認めるものとし、申請者印の押印は、新様式と同様に省略できるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

別表1

利用区分		補助金額（利用1回あたり）	
		第2子	第3子以降
緊急保育	全日利用	1,200円	2,400円
	半日利用	600円	1,200円
非定型保育	全日利用	1,200円	2,400円
	半日利用	600円	1,200円
リフレッシュ 保育	全日利用	1,800円	3,600円
	半日利用	900円	1,800円

別表2

利用月	期日
各年4月から6月（第1四半期）	同年7月末
各年7月から9月（第2四半期）	同年10月末
各年10月から12月（第3四半期）	翌年1月末
各年1月から3月（第4四半期）	同年4月末